

社内資料

経営の指針

平成8年12月

財団法人びわ湖造林公社

目 次

はじめに	P 1
I 公社発足の背景と今日までの経過	2
1 造林公社設立当時の造林・林業をとりまいていた背景	2
2 公社事業の目的	3
3 県の長期造林計画と両公社の計画と実績	4
4 今日までの経過問題点	5
II 問題点の検証	6
1 健全生育林	6
2 不採算林	11
3 被災林・生育不良林	11
4 労務	15
5 財政	16
III 課 題	21
1 新保育作業方針（仮称）の策定	21
2 不採算林を解消するための路網整備	21
3 被災林・生育不良林に対する積極的な取り組み	21
4 新しい労務対策の検討	22
5 財政等	22
6 その他の課題	22
IV 当面の取り組み	24
1 新保育作業方針の策定骨子	24
2 路網整備の推進	24
3 被災林・生育不良林復旧対策事業の推進	25
4 新しい労務対策	26
5 財政	26
6 その他新しい取り組み等	30
む す び	31

はじめに

社団法人滋賀県造林公社（以下「県公社」）は、昭和40年4月に発足し、昭和47年までに約7,100haの造林を実施した。

また、財団法人びわ湖造林公社（以下「びわ湖公社」）は、昭和47年6月に琵琶湖総合開発特別措置法が制定されたため、県公社の事業を引き継ぐ形で、昭和48年にスタートした。

大きな期待のもとにスタートしたびわ湖公社は、目標達成のため毎年1,000 haにも及ぶ新植とこれに伴う保育事業を実施してきたが、設立20数年を経た今日では、被災林・生育不良林の放置、不十分な路網整備、県外労務への過大な依存、多額の借入金等大きな問題点を抱えることとなっている。

また、公社は、当時の標準伐期令をもとに、50年の分収契約でスタートしたが、近年、特に阪神大震災以降市場では、より成熟した材への指向が強まり、長伐期施業への転換も検討しなければならない状況に立たされている。

県公社では、設立30年の平成7年12月に経営計画を策定したところであるが、びわ湖公社においても、この時期に各般に亘る問題を「経営」という視点で検証し、今後の公社経営で取組むべき方向を明確にする必要があるとの考えで、この指針を策定するものである。

I. 公社発足の背景と今日までの経過

1 造林公社設立当時の造林・林業をとりまいていた背景

(1) 昭和30年頃からの高度経済成長に伴い、林業部門としてもこれに戦略的に対処する必要性が生じ、昭和39年に林業基本法が制定されたが、当時における森林・林業・木材産業をめぐる状況は次のとおりであった。

- ・ 木材需要は用材需要の増大、薪炭材需要の減少という構造的な変化を伴いながら急増した。
- ・ 戦中、戦後の過伐により森林が荒廃しており、旺盛な木材需要に対して国産材による木材供給がおいつかず、外材輸入量が次第に増加した。このため長期的にも国内の森林資源の供給力を高めていく必要があった。
- ・ 山村から労働力が流出し、林業従事者の減少が顕在化した。
- ・ 林業部門と第二次、第三次産業部門との間において、従事者の所得格差が拡大した。

こうした状況を踏まえて制定された林業基本法は、林業に関する政策目標として、国民経済の成長発展と社会生活の進歩向上に即応して、林業の安定的発展と林業従事者の経済的社会的地位の向上を掲げ、その目標の指標として林業総生産の増大および林業の生産性の向上、林業従事者の所得の増大を挙げている。（林業白書より）

こうした国の施策に基づいて、県においても拡大造林を進めていたが、滋賀県には、びわ湖の水資源確保のための水源地域の森林の保水機能の増強という目標があった。

びわ湖は、滋賀県はもとより、京阪神の発展と繁栄に大きく寄与してきたが、昭和30年代中頃から、県内をはじめ京阪神地区では都市用水の需要が急激に増大し、滋賀県を中心に下流地方公共団体との間で、びわ湖の水供給対策について検討が重ねられていた。

この検討の中で、当時は針葉樹林（スギ主体）は広葉樹林（Ⅲ～Ⅳ令級）の2倍の保水機能を有する（1957年農林省林試報告NO. 99）とされていたことから、びわ湖の水源地域の森林の水源かん養機能を高めるため、県内の造林可能地に対する大規模造林の推進が不可欠であるとの合意ができた。

当時(昭和39年度末)の県内民有林面積 202,815haのうち、保水機能がすぐれているとみられる人工造林地は、20.5%の43,000haにすぎず、残りはアカマツ天然林と天然生薪炭林で占められていた。

天然生薪炭林は104,500haあり、このうち約70,000haは優良造林地に

かえ得る適地とされ、県造林長期計画では、昭和60年度末までに民有林面積の55%、111,400haを人工林化することを目標にしていた。

(現在の造林目標は、平成37年度末102,000ha、うち平成12年度末80,400haである。)

しかし当時の個人造林方式を主体とした人工造林施策のみでは、昭和60年度末の進捗は70,000haのうち40,000haが限度とみられ、残り30,000haは何らかの抜本的な施策により施行する必要があると、組織化された機関造林方式が必要との認識から、公社組織でこれにあたることとされた。

(2) 木材の需給量等についてみると、別紙資料1頁「表-1」のとおり国産材の自給率は年々低下していたが、木材価格は上昇していた。

- ・ 昭和39年の国産材の自給率は73%で、木材価格も10年間にスギが1.7倍、ヒノキは1.8倍（いずれも中丸太）に上昇していた。
- ・ 国産材の供給量は昭和42年に最高に達したあと毎年減少し、昭和48年の自給率は36%に低下していたが、木材価格は10年間でスギ2.0倍、ヒノキ3.3倍に上昇していた。

2 公社事業の目的

(1) 県公社は、びわ湖周辺の上流水源地域の森林の持つ水源かん養機能を高め、森林資源を造成し、併せて農山村経済の基盤の確立および民生の安定、社会福祉の向上に寄与することを目的に、昭和40年度からの10年間で10,000haの造林の実施を目標に設立（昭和40年3月）され、直接・間接的にびわ湖から恩恵を受けている下流地方公共団体もこれに参加し公社造林に要する経費の一部を公社に直接貸付ける形で協力することになった。

10,000haの造林の実施により400万m³の森林資源の増大が見込まれ、地元森林所有者は、174億円に達する立木収入の分収金を得ることになり、併せて延べ260万人の雇用収入により山村経済の振興に寄与させ、一般民有林の造林と森林経営意欲を高めることを目標にした。

(2) びわ湖公社は、平成12年まで（後に平成37年まで延長）の県計画27,500haの拡大造林のうち、12,500haを昭和48年度からの9年間（後に17年間に変更）で実施することとして、県公社事業を引き継ぐ形で設立（昭和49年3月）された。

なお、県公社が昭和47年度までに完了した造林地の保育管理は県公社が実施し、その経費の一部は従来どおり下流地方公共団体が直接貸付け、びわ湖公社が実施することになる昭和48年度以降の新植および保育管理に必要な経費は、琵琶湖総合開発事業資金管理財団（滋賀県が設立し、事業資金は大阪府・兵庫県から50億円の融資を受けて運営）から借り入れることとされた。

12,500haの造林によって460万m³の森林資源の増大が見込まれ、地元森林所有者は258億円に達する分収金を得ることになり、地元山村の経済基盤が確立され、一般民有林の造林意欲の高揚と地域林業の振興に寄与することを目標にした。

3 県の長期造林計画と両公社の計画と実績

昭和40年からの25年間に県全体の58%にあたる19,600haの拡大造林を実施した。

現在公社営林は県民有林面積の11%、人工林面積の25%を占めている。

単位：ha

	県		内 造 林 公 社	
	長 期	期 間 内	県 公 社	び わ 湖 公 社
計 画	～S.60 111,400	～S.60 70,000	S.40～49 10,000	S.48～56(H.元) 12,500
	～H.12(37) 102,000	S.62～H.12 27,500		
実 績	S.40年頃 43,000			
	S.47年度末 59,071	～S.47 16,071	S.40～47 7,100	
	S.61年度末 74,536	S.48～61 15,465		S.48～H.元 12,500
	H.元年度末 76,501	S.62～H.元 1,965	—	
計	—	33,501	19,600	

4 今日までの経過・問題点

大規模な事業を実施したが、経営的な面からの検討を加えられることが少なく、次のような問題を抱えている。

- (1) 労務・苗木の県外からの導入が森林造成単価引上げの一因となり、補助事業への対応の遅れがこれに拍車をかけることになった。
- (2) 森林組合との十分な連携がないままの県外労務の導入は、当初目指した地元労務の雇用による山村への還元効果を減少させ、現在も専従労務をかかえる状況になっている。
- (3) 造林面積の目標達成のため大面積の事業地の確保が先行し、契約上の諸問題が放置されることになった。
- (4) 県下一律の画一的施業を実施した時期があり、また一部には造林不適地とされる場所まで事業を実施したものもあり、被災林、生育不良林を生むことになった。
- (5) 路網整備のないまま遠隔地での事業を実施してきたため、現状のままでは不採算林が生じている。
- (6) 戦後造林されたものがまもなく一斉に伐期を迎えると、外材と国産材との競合に加え、国産材の間での競合が激しくなり、スギ(並材が主体)が2 / 3をしめる当会社には一層厳しい状況が予想される。
- (7) 水源かん養機能の低下や環境面を考慮すると、主伐期の一斉皆伐は懸念される上に、経営計画上最終的に負債が生ずる中で、現行の分収率での分収金交付が難しい状況にあり、森林所有者との協議が難航することが予想される。

II. 問題点の検証

1 健全生育林

(1) 造林事業の概要

昭和40年度から平成元年度までの25年間に、両公社で実施した造林面積は約19,600haである。県公社では昭和40年度から昭和47年度の8年間に約7,100ha、びわ湖公社では昭和48年度から平成元年度の17年間に約12,500haの造林を実施した。

① 造林期間と樹種別面積

単位：ha

区 分	造 林 年 度	造 林 面 積			
		スギ	ヒノキ	マツ	計
県 公 社	S 4 0 ~ S 4 7	4,687	1,790	638	7,115
びわ湖公社	S 4 8 ~ H 元	8,382	4,123	2	12,507
計	2 5 年 間	13,069	5,913	640	19,622
構 成 比	-	66.6%	30.1%	3.3%	100%

② 地域別面積

単位：ha

区 分	甲 賀	中 部	湖 東	湖 北	湖 西	大 津	計
県 公 社	1,072	876	603	2,218	1,856	490	7,115
びわ湖公社	1,426	1,465	795	3,635	4,039	1,147	12,507
計	2,498	2,341	1,398	5,853	5,895	1,637	19,622
構 成 比	12.7%	11.9%	7.1%	29.8%	30.1%	8.4%	100%

③ 現有面積

両公社の19,622haの造林面積のうち、その後において造林地が公共事業等へ転換供与されていることから、この分を差し引くと平成7年度末現在の現有面積は下表のとおりである。

単位：ha

区 分	当初造林面積	潰 地 面 積	現有造林面積	備 考
県 公 社	7,115	103	7,012	公共事業等
びわ湖公社	12,507	27	12,480	公共事業等 (分収育林地29含む)
計	19,622	130	19,492	-
率	-	0.7%	-	-

④ 健全生育林と不成績林

両公社は県下全域にわたり造林を実施してきているが、分収造林契約の対象地を見ると、②の地域別面積のとおり両公社とも湖北、湖西地域での造林が多くなっている。このことは湖北、湖西地域には薪炭林から針葉樹に転換できる広葉樹林が多く存在し、しかも奥山で契約地として比較的まとまった山林を確保できた結果であると思われる。

しかしながら、これらの地域は豪雪地帯でもあって、この地域にも県下一律の画一的施業を実施した時期があったことなどから、生育状況等の森林調査の結果、造林面積の13.8%にあたる2,687 haの被災林、生育不良林を湖北、湖西地域に集中して生むこととなった。

平成7年度末現在 単位：ha

区分	県 公 社		びわ湖公社		計			
	健全	不成績	健全	不成績	健全	率	不成績	率
甲 賀	1,046	9	1,384	37	2,430	98.1%	46	1.9%
中 部	738	134	1,356	104	2,094	89.8%	238	10.2%
湖 東	519	81	743	51	1,262	90.5%	132	9.5%
湖 北	1,264	900	2,963	664	4,227	73.0%	1,564	27.0%
湖 西	1,440	392	3,862	169	5,302	90.4%	561	9.6%
大 津	450	39	1,040	107	1,490	91.1%	146	8.9%
計	5,457	1,555	11,348	1,132	16,805	-	2,687	-
構成比	77.8%	22.2%	90.9%	9.1%	86.2%	-	13.8%	-

健全生育林の樹種別構成

単位：ha

区分	県 公 社				びわ湖公社			合 計			
	スギ	ヒノキ	マツ	計	スギ	ヒノキ	計	スギ	ヒノキ	マツ	計
甲 賀	195	688	163	1,046	328	1,056	1,384	523	1,744	163	2,430
中 部	491	236	11	738	722	634	1,356	1,213	870	11	2,094
湖 東	269	203	47	519	303	440	743	572	643	47	1,262
湖 北	1,037	146	81	1,264	2,249	714	2,963	3,286	860	81	4,227
湖 西	1,234	192	14	1,440	3,084	778	3,862	4,318	970	14	5,302
大 津	262	155	33	450	739	301	1,040	1,001	456	33	1,490
合 計	3,488	1,620	349	5,457	7,425	3,923	11,348	10,913	5,543	349	16,805
構成比	64%	30%	6%	100%	65%	35%	100%	65%	33%	2%	100%

(2) 健全生育林の現状と問題点

① 林令

平成7年度末現在、県公社で5,457ha、びわ湖公社で11,348haの健全林を有している。林令は県公社ではⅥ～Ⅷ令級、びわ湖公社ではⅡ～Ⅴ令級と幅広い分布になっており、林令から見ればこれらの林分はまだまだ保育施業を必要とする状況にある。

② 樹種

両公社とも概ね適地適木の原則で造林されているが、全体的にスギの造林比率が約65%と高い状況にある。

これは北陸地方に接している豪雪地域の県北西部での分収造林契約が進んだことにもよるが、多雪地帯ではヒノキはろう脂病の被害を受け易いことや、なるべく早く積雪の影響から脱却させるために、成長の比較的早いスギを選択したものであった。

一方、比較的成長の遅いヒノキの造林は、積雪の少ない県南部に集中した形となっている。

③ 地利

両公社とも比較的奥山での大規模造林を手がけてきており、最寄林道から事業地中心までの距離は両公社平均距離で約960mとなっている。過去、遠隔地への造林はヘリコプターによる造林資材（苗木等）の運搬を大々的に実施してきた経緯がある。

現在、これらの造林地も含め保育を実施中であるが、遠隔地では労務効率の低下などから保育管理に支障が生じてきている。これら遠隔地に対する保育や搬出を容易にするためには路網整備が急務となっている。

④ 路網

林道は、健全な森林の維持管理や効率的な林業経営のための基幹的な施設であり、作業道は、林道等と一体となって森林施業の合理化や生産コストの低減を図る上で極めて重要な役割を果たすものである。

平成7年度末の本県両公社の路網密度は、1.5mと極端に低く、保育管理に支障を来しているばかりか間伐材、主伐材の搬出に致命的な影響を及ぼすことが懸念されている。

(※ 路網密度とは、林内の林道・作業道の延長(m)を経営面積(ha)で除した数値で、「三重県速水林業」の路網密度は46m、「福井県林業公社」は29m、「兵庫県森と緑の公社」は30mである。)

⑤ 生産力

両公社とも土壌的には県南部地域の花崗岩系よりも、県東部、北西部地域の古生層系の方が造林には適しており林木の成長も良い。

しかし、契約地の確保の関係から大面積の一斉造林として、中には標高の高い(海拔800m以上)区域や急傾斜地、表層土壌の乏しい造林不適地にも造林されているものがあり、これらは伐期到来までに年月を要することとなるので、長伐期への転換等の対策が必要である。

⑥ 気象

本県の冬季気象状況から、湿雪による造林木への雪害が多く発生している。特に県北西部地域では雪害の確率が高く、一度幹折れ等の雪害を受ければ経済林としての価値は半減してしまう。幼令林の倒伏による曲がり、枝打後の冠雪害、折損および雪崩が心配される。

⑦ 公社材

本県には、浅井町の谷ロスギ(長伐期大径材の銘木)、朽木村の長尺桁材、甲賀ヒノキなど一部付加価値の高い木材の生産が見られるが、全国的に木材産地としての評価を得ている訳ではない。

公社材も、本県における木材生産技術や気象条件等を考慮して、植栽本数をha当たり2,500本~3,000本とし、小径材~中径材の一般材(並材)の生産を目標としてきた。

(※ 一般材(並材)とは、年輪幅が揃いで節の出現率、出現量が比較的大きい材である。)

⑧ 保育

保育体系はもともと、地域の特性と生産目標を明確にした上で植栽本数やその保育形式を定め実施するべきであるが、当社は原則的には県下一定の生産目標として標準的施業基準をもって現在に至っている。

従来取り組んできた保育体系は、伐期を50年とする保育（林令35年程度で保育終了、小径材～中径材生産）として実施してきたが、長伐期の導入により優良材の生産を視野に入れた保育指針が必要となっている。

2 不採算林

公社の調査で、健全生育林に区分しているもの（16,805ha）のうち高地や遠隔地にあつて、しかも林道や作業道から遠く離れている林分は、成木になって伐採しても搬出費用がかさみ、経営上の大きな問題になっている。

特に本県公社は、先に述べたように林道、作業道の整備が極端に遅れていることもあつて、かなりの部分が不採算林になるものとみられている。（調査未了）

3 被災林・生育不良林

平成7年度末現在の被災林・生育不良林の状況は次表のとおり。

区 分	面 積	土地所有者 人 数	個 人		団 体	
			人数	面 積	人数	面 積
県 公 社	1,555 ha	344人	192	332 ha	152	1,223 ha
びわ湖公社	1.132	494	144	507	350	625
計	2,687	838	336	839	502	1,848

注 本表については再調査中

これらの林分は、このままの状態でも年数が経過し伐期を迎えても「経済林」としての価値が見い出せなくなっているもので、経営上の大きな問題となっている。

また、個々の土地所有者に対しては、契約地全部が被災林・生育不良林になっているケースもあり、このまま放置すれば大きく信頼を裏切ることになり早期の対応が必要になっている。

(1) 発生原因

区分Ⅰ…気象災害によるもの

豪雪による雪崩、造林木の幹折れや倒伏被害、度重なる台風による林地崩壊等の被害にあった林分。特に昭和59年の豪雪では、前回（昭和56年）の傷（支持根切断）が癒されていないうちの被害であり大きなものとなった。

区分Ⅱ…大規模造林についての経験不足や適地選定等に誤りがあったと思われるもの

- ① 施業の効率化で大規模な団地を形成したため、適地以外にも植林を進め、生育不良となった林分。
- ② 地拵仕様を広葉樹等の前生木の一斉皆伐とし、県下一律で実行した結果、土壌乾燥や寒風害等で生育不良となったり、成立本数が植栽時の20%以下となった林分。
- ③ 生育が困難といわれる標高800m以上での造林や「適地適木」の誤りで生育不良やザツ化した林分。
- ④ 地域にふさわしい林業技術や気象条件を熟知しないまま作業にあたり、また作業適期に必要な労力を得られなかったことなどから結果的に生育不良となった林分。

区分Ⅲ…獣害によるもの

- ① 鈴鹿山系でのカモシカの食害を受けた林分…植栽後10年くらいの幼令林に被害が多い。
- ② 比良山系を中心とした熊の樹皮剥離被害にあった林分…20年以上降木材としての利用可能な林分で枝打後被害にあっている。

発生原因別被災林・生育不良林面積

平成7年度末現在 単位：ha

区 分		県公社	びわ湖公社	計
植栽面積 A		7,115	12,507	19,622
区 分 I	崩壊地	12	31	43
	雪崩地	131	83	214
	根曲がり地	451	197	648
	(小計)	594 (8.3%)	311 (2.5%)	905 (4.6%)
区 分 II	生育不良林	190	357	547
	成立20%以下	188	94	282
	サツ化森林	550	211	761
	(小計)	928 (13.0%)	662 (5.3%)	1,590 (8.1%)
区 分 III	獣害地	33	159	192
	(小計)	33 (0.5%)	159 (1.3%)	192 (1.0%)
合 計 B		1,555	1,132	2,687
(比率) B/A		21.9%	9.1%	13.7%

(2) 放置されてきた理由

林業は、自然のなかで長期間にわたって展開される事業である。

特に本県両公社の場合は、全植栽面積の60%が県北西部地域の積雪地帯にあることを考えると「雪害」は当然予想されたであろうし、そのほか毎年のように襲ってくる台風による「風水害」、「山林火災」やマツクイムシなどによる「病虫害」などは避けられない宿命的なものとなっている。

むしろ、当然起こるであろうして起こった被害にもかかわらず、長期間ほとんど手つかずの状態に放置されてきたことに大きな問題があると思われる。

主な理由として次のようなことが考えられる。

- ① 森林保険がほとんど効果を挙げなかったこと。
- ② 新規の財源調達の前に先ず繰り上げ償還（農林漁業金融公庫（以下「公庫」）資金）を求められるが、この償還財源が捻出できない。また完全な二重投資となり財政上対応する余裕がなかったこと。

- ③ 民法（第548条）上の制約もあって簡単に分収造林契約の解除ができなかったこと。
- ④ 契約解除できる要件を備えていても、契約時の経緯などから土地所有者に対して冷淡と思われるような対応がとれなかったこと。
- ⑤ 琵琶湖総合開発事業に位置づけられていたことなどから、契約解除については、経営面積を減少できないという公社の体面上の理由があったこと。
- ⑥ 本県両公社の設立時に、造林目標面積として設定された数値は、全国的に例を見ないほど高い目標であった。（下表参照）
 当時は、大規模造林の経験者もほとんどない“いわば素人集団”であった造林公社では新植と保育に追われて、被災林や生育不良林の対応にまで手が廻らなかったという事情があったものと思われること。

府 県 別 比 較 表

平成7年度末現在

公 社 名	公 社 造林面積 a	民有林 面 積 b	内 訳		対 民有林 率 a/b	対 人工林 率 a/c	参 考 人工林 率
			人工林 C	天然林 d			
	ha	千 ha	千 ha	千 ha	%	%	%
岡山	25,182	453	179	274	5.6	14.1	39.5
秋田	24,000	449	260	189	5.3	9.2	57.9
岐阜・木曾 三川	23,598	694	320	374	3.4	7.4	46.1
岩手	23,518	784	345	439	3.0	6.8	44.0
島根	23,341	493	188	305	4.7	12.4	38.1
滋賀・びわ湖	19,622	186	78	108	10.5	25.2	41.9
兵庫	19,048	541	226	315	3.5	8.4	41.8
福井	16,283	275	117	158	5.9	13.9	42.5
高知	15,330	471	304	167	3.3	5.0	64.5
広島・広島 水源の森	14,906	573	167	406	2.6	8.9	29.1
全国	410,536	13,194	6,193	7,001	3.1	6.6	46.9

注 造林面積上位 10 公社 全国値には北海道、東京は含まず

4 労 務

公社は単年度の造林計画面積を約 1,000haと設定し、25年間に19,600 haの新植を完了した。

毎年1,000haの新植を行うと、2年目は1,000haの保育と1,000haの新植を行うこととなり、年数を重ねる毎に事業量がどんどん増加していく仕組みになっていた。

全国的に林業従事者の減少、高齢化が進む中で県内の在来林業労働力では到底充足できず、県外から招致をして森林組合とは別系統で公社独自の労務班を編成して対応してきた。

ピーク時には、約1,500名の人員を擁していた。

実施期間に変更はあったものの、当初目標に近い造林面積の達成は、この県外労務班によるところが大であったが、一方、次のような問題を抱えることになった。

(一部他の項目と重複)

- (1) 県下各地に労務宿舎を設置したり、出来高払いで高収入を保証するなどしたため、森林造成単価引上げの一因となった。
- (2) 地域の気象条件などに不案内のうえ、大規模画一的施業を推進したことなどから気象災害・・・被災林を生む一因となった。
- (3) 労務費が大部分を占める造林事業でありながら、中山間地域の経済振興という面から十分な貢献ができなかった。
- (4) 通年雇用を維持するため、受託事業の確保など新たな課題が生じた。

5 財 政

(1) 借入金

公社設立当時は、旺盛な木材需要があり林業利回りも7~8%の高率が見込め造林事業は十分採算がとれるものとされていた。

(※ 林業利回りとは、立木販売収入に見合う造林投資（造林費）の利回りをいう。)

こうした状況の中で策定された両公社の設立構想とその実績を比べると、事業量については、琵琶湖総合開発事業関連で県公社の造林計画量を一部減量したことおよびびわ湖公社の植栽期間が若干延びたことを除けば、概ね所期の目標を達成し進捗しているといえる。

また、資金についても設立構想どおり、造林事業の資金は公庫から、公庫への償還元利金や管理運営費については、設置団体等からの借入金で調達してきた。

なお、両公社とも昭和61年度から設立構想には見込まれてなかった補助金を取り入れてきた。(国の補助制度の充実に伴い)

平成 7年度末における両公社の借入金等の状況

区 分	県 公 社	びわ湖公社	計
公庫借入金	11,108 百万円	32,378 百万円	43,486 百万円
滋賀県借入金	4,146	12,910	17,056
下流団体借入金	6,201		6,201
資金管理財団借入金		4,958	4,958
借 入 金 計	21,455	50,246	71,701
造林補助金	806	1,261	2,067
合 計	22,261	51,507	73,768

平成 7年度末公庫資金の借入条件別一覧

区 分		県公社	びわ湖公社	計
S 4 0 年 ~ S 4 4 年 据置 20 年、償還 10 年	非補助 補助残	196 百万円 —	— 百万円 —	196 百万円 —
S 4 5 年 ~ S 5 4 年 据置 20 年、償還 15 年	非補助 補助残	5,891 —	8,191 —	14,082 —
S 5 5 年 ~ S 6 1 年 据置 25 年、償還 20 年	非補助 補助残	3,269 451	14,928 71	18,197 522
S 6 2 年 ~ H 7 年 据置 35 年、償還 15 年	非補助 補助残	1,145 156	8,586 602	9,731 758
合 計	非補助 補助残	10,501 607	31,705 673	42,206 1,280
		11,108	32,378	43,486

公社設立以来今日までの30年間に、造林事業を取り巻く環境は本書冒頭に記述したとおり激変してしまった。

木材価格の動向など林業に関する諸情報に接しておりながら、ただ設立構想に沿って事業を展開してきた公社の硬直性は大いに反省しなければならない。

水資源のかん養など公共性の強い事業の財源に公庫借入金のみで臨むことについては、大いに疑問が残るが、さらに地方造林・林業公社に対する国の施策として補助金重視の流れが強まってきた中であつてもなお、頑^{かたく}なに融資に依存し続け、多額の借入金を残すこととなつた。

これまでに両公社が抱える借入残高を全国の造林・林業公社と比較すると、本県両公社で全国の9.3%を占め、面積比、総額とも突出した状況となっている。

この借入金は、本書各項で記述している原因が重ね合わさつたものであるが、今後も長伐期施業への移行、労務単価の引上げ、更には不採算林の存在や国の補助枠の不足も加わって、伐採収入が発生するまでの間ますます増嵩することとなり、この償還が財政上最大の問題となっている。

(2) 分収契約

公社が造林する土地は、全て「分収契約」による借地となっている。

この借地は、借地料を支払う代わりに伐採収入が得られたときに、伐採・搬出等収穫時の直接経費を差引いた額を、事業者（公社）と土地所有者が「分収交付金」という形で分けあうもので、現行契約では分収率60：40、期間50年となっている。

したがって、公社は、伐採収入が得られたときにその60%相当額を受取ることとなり、その額をもって全ての借入金を返済する仕組みになっている。

(3) 管理費

本県両公社の「森林造成単価」が、全国40公社中のトップクラスにあり、この造林単価を構成しているものの一つとして管理費があげられる。

管理費は、造林事業費（付帯事業費含む）や支払利息とともに長期間に亘って大きな額となるものであるが、基準となるものはなく各公社それぞれの事情により千差万別で比較できる数値もない。

ただ、管理費中大きな比重を占める人件費のもととなる職員数の比較では、全国40公社中これまた最多を数えており検討する必要がある。

平成8年11月現在

公社名	造林面積	職員数	公社名	造林面積	職員数
岡山	25,182 ha	27人	広島	14,541 ha	23人
秋田	24,000	29	福島	14,408	20
岩手	23,518	19	石川	13,983	18
島根	23,341	12	長野	12,423	21
福井	16,283	19	岐阜	13,295	35
高知	15,330	21	鳥取	13,400	21
山形	14,688	18	びわ湖	12,507	35
			滋賀県	7,116	

注 全国森林整備協会会員名簿による調査

職員数が多くなっている原因の一つとして、他県公社では公社～森林組合の連携が強固で現地での作業の大部分を森林組合職員に委ねているのに対し、本県公社は、森林組合とは別系統の県外労務に依存する割合が高く、デスクワークから現場での監督まで全て公社職員が担当している仕組みによるものと思われる。

さらに、このことが国庫補助金の配分にまで影響していることをあわせ考えると、公庫資金依存過大の問題と同じく公社の姿勢を大きく転換する必要があると思われる。

(4) 保険

造林事業は、自然を背景に苗を植え、手塩にかけて保育を重ね、50～80年の歳月を経てやっと収穫期を迎える息の長い事業である。

その間には、風水害や干害、雪害など自然災害や病虫害の心配があ

り、また、成木に達し、自然災害の心配が薄れても火災に対する不安が生じるということで、かなりの高率で危険につきまわられている事業でもある。

こうした事業を、分収契約で借地した上に、有利子借入金を主たる財源にして進めるには、被害発生時の保険制度は不可欠の重要な要件となっている。

しかも、この制度は、造林事業の収益性からも低廉な保険料、大きな保障などふさわしい内容が強く求められている。

本県両公社の保険（森林国営保険）対応の状況は次のとおりである。

① 県公社

I 令級については全地域対象100%加入

II・III令級については45%の地域、60%加入

危険度の高い地域45%を対象。保険料も保険金も公社の分収率加入

IV令級以上については自家保険（積立て）

② びわ湖公社

I 令級については全地域対象100%加入

II令級以上については45%の地域、60%加入

（分収育林の対象地については、全令級100%加入）

両公社の現在までの払込保険料と受取保険金は、次のとおり。

単位：円

区 分	県 公 社	びわ湖公社	計
払込保険料	60,014,572	316,994,463	377,009,035
受取保険金	34,178,290	85,342,599	119,520,889

このような保険加入状況のもとで、本県両公社には、2,687haの被災林、生育不良林が放置されているという事実が明らかにされている。

(13ページ)

被災林復旧対策事業費が、約27億円と推定されることから、被害実額は30億円をはるかに超える額と思われるが、そのほとんど大部分が保険金対象外であったという事実直面し、造林事業の施行管理についての反省とともに、現行保障制度の中での保険対応について再検討が必要になっている。

Ⅲ. 課 題

前項で、問題点の検証を行った結果、わが国の林業不況を象徴する構造的な問題から、本県固有の身近な問題まで幅広いいくつかの問題点が浮彫にされた。

これらの問題点を整理し、概ね次の6点に集約した。

1 新保育作業方針（仮称）の策定

びわ湖公社は、昭和48年度から平成8年度までの24年間に約354億円の事業費を投入してきたが、平成9年度から平成80年度までの72年間に、さらに約128億円の投資が見込まれている。

今後の保育事業は、過去の轍^{てつ}を踏むことなく明確な指針のもとに推進されるべきであり、その羅針盤となる新保育作業方針（仮称）を、定める必要がある。

2 不採算林を解消するための路網整備

道路の作設には、地形が複雑急峻で困難が伴うが、今後多様な森林施業を推進していくためには欠かせない条件であることから、困難を克服し、施業体系との調整を図りつつ、有効な路網配置を図る必要がある。

この事業の推進にあたっては、環境問題や経済性が大きなポイントになることから、国、県補助金の積極的な導入や市町村、森林組合とも十分な協議・調整を進めていく必要がある。

3 被災林・生育不良林に対する積極的な取り組み

被災後あるいは生育不良が確認されてから長期間放置している森林について、本格的な対策に取り組む必要がある。

- (1) 現在の林業技術で対策可能なものについては、林地保全を考慮した植栽や複層林の誘導および公共事業での対応を図る。
- (2) 更新困難地にあつては、土地所有者に対し契約上除地協議を行い経営林地から除外する。

- (3) 新たな被害が生じたときは、関係機関と協議のうえ速やかな措置をとる旨の方針を明確にする。

4 新しい労務対策の検討

現状（平成7年度末の公社労務 県内180名、県外300名）を認識した上で、徐々に森林組合との連携を深める方向を検討する必要がある。

5 財政等

- (1) 融資中心から補助金への財源構成の転換
- (2) 管理費の節減と支払利息軽減への取組み
- (3) 受託事業の拡大等
- (4) 間伐材の販売対策
- (5) 山林火災等の災害に備えるための保障措置

6 その他の課題

(1) 分収契約の更改

① 契約期間の延長

標準伐期齢（スギ40年、ヒノキ45年）をもとにして、一律50年間の契約期間で締結している分収契約について、一部、中伐期あるいは長伐期への転換が必要となる見通しで、それに伴う契約期間の延長が必要となる。

② 契約の集団化

現有造林面積を契約件数で除した契約1件当たり面積は、県公社9.1ha、びわ湖公社4.3haとなっている。

決して少面積とはいえないが、施業単位は、大面積で行っているし、生育の良い林分とそうでない林分との均てん化の見地からも契約の集団化について理解を求める必要がある。

③ 契約解除または施業除地

被災林・生育不良林のうち復旧対象から除外された部分（県公社363ha、びわ湖公社250ha）については、土地所有者との間で契約解除もしくは施業除地扱いについての協議を進める必要がある。

(2) 分収育林事業の再開

昭和58年度から実施してきた分収育林事業は、現在までに11か所、総面積 56.27ha、総募集金額192,852千円、総募集口数633口、契約者総数533名となっている。

近年の木材価格の低迷と市場の成熟材指向の動向などから、従来の募集条件での続行は問題があるとの判断で中断しているが、再開するのしないのか、再開するならば募集条件をどのように設定するのか等の検討をし、今後の方針を明らかにする必要がある。

(3) 広報、案内標識

公社営林地の主要な入口付近に火災予防および盗伐、不法侵入を防止するための標識板を、平成7年度末現在で県公社224事業地、びわ湖公社315事業地に設置している。

また、緑のオーナーを対象にした各種イベントを随時行っていくとともに土地所有者への情報提供や一般県民への広報を検討する必要がある。

(4) 人材の育成

① 本格的な間伐の時期を迎えているし、引続いて主伐期に突入することとなるが、販売事業は1,500億円を超える巨額プロジェクトで、伐採、搬出や流通市場に精通した専門職員なくしては到底成功が得られないこと。

② 新植最盛期の職員を欠員不補充方式で10余年経過しているため、20代、30代前半の職員層が皆無となっている。

20年後の主伐期に中枢を担う職員をどう育成するのか、研修による資質の向上と若年職員の採用が大きな課題になっている。

IV、当面の取り組み

1 新保育作業方針（仮称）の策定

平成 8年度中に策定する。骨子は次のとおりとし詳細は同方針に委ねる。

- (1) 従来の生産（植栽、保育）中心の作業から、伐採、搬出、流通、加工、消費までを睨んだ作業への転換を図ること。
- (2) 主伐にあつては、既に方針を明らかにしている県公社と同様に「群状小面積皆伐分散型」を原則とするが、生育状況、市場の動向、路網整備の状況等を適宜判断し、最も適した方法で弾力的に対応するものとする。
- (3) 伐期については、短伐期として40年～50年、中伐期を51年～65年、長伐期を66年～80年として設定し、樹種・地域ごとに明確な目標を設定する。
- (4) 間伐材については、収入確保の対象として位置付けし、積極的な展開を図る。
- (5) 原則として国庫補助対象を目指すことから、その採択基準に適合したものとすること。
- (6) その他、経済性の発揮に努めること。

2 路網整備の推進

- (1) 平成 9年度を初年度として計画的な路網整備を進めることとし、平成 30年度までに経過道負担を含め36万mを開設する。（次表のとおり）

単位：Km

年 次	計画延長	公 社 別		備 考
		県公社	びわ湖公社	
H9～H11	66	33	33	経過道 22Kmを含む
12～20	139	58	81	
21～30	155	47	108	
計	360	138	222	

(2) 営林地の路網密度は、平均20m/haを目標としているが、間伐材の搬出を予定している営林地の密度を高く設定するなど、林分により40m～5mと弾力的な推進を図る。

(3) 作業道は次の2種別とし、低コストでの開設を原則とする。

① 幹線の作業道としてⅢ作業道(W=3.0m)を整備する。

開設後の林地保全や維持経費節減のために一部永久工作物を設置する。

② 枝線の作業道としてⅡ作業道(W=1.8m)を整備する。

林道やⅢ作業道の幹線から施業に有効なルートで将来の拡幅や開設後の維持管理が容易(経費軽減)な線形を計画していく。

降雨災害を防止する意味から縦断勾配はできるだけ小さく、線形も等高線に沿ったものとする。

永久工作物は、原則的に設けず、また切、盛土は極力小さくし、切取法面の高さも押さえる。

(4) 以上のほか詳細は、別途策定する「新保育作業方針(仮称)」で明確にする。

3 被災林・生育不良林復旧対策事業の推進

(1) 被災林復旧対策事業は、公社施行事業として平成9年度から10ヶ年計画で取り組む。

事業財源として、とりあえず公庫から借入金を予定しているが、被災前の借入れとあわせ、重複借入れとなることや森林機能回復など公共性の観点から後年度の元利補給等の財政支援措置を設置団体に要請する。

(2) 保安林改良事業、復旧治山事業等公共事業としての支援が得られるよう県当局に要望する。

(3) 更新困難地については、順次土地所有者との協議を進める。

(4) 他用途への転換等については、その公益性を斟酌して弾力的な対応にあたる。

(5) 事務局試算による復旧計画は次表のとおり。

区 分	数 量 (ha)			費 用 (百万円)		
	滋賀県	びわ湖	計	滋賀県	びわ湖	計
被災林復旧対策事業	863	598	1,461	1,390	1,265	2,655
植栽(柵工、筋工含む)	100	130	230	250	378	628
複層林施業(一部植栽)	763	468	1,231	1,095	837	1,932
作業道整備 (千 m)	9	10	19	45	50	95
公共事業	283	254	537			
保安林改良事業等	140	140	280			—
復旧治山事業	143	114	257			
合 計	1,146	852	1,998			

4 新しい労務対策

(1) 土地所有者の大部分が森林組合の組合員であることから、森林組合との連携の強化は不可欠。

円滑な関係を維持するためにも、また、公社専従の県外労務が地域林業の担い手として固定化してその力が発揮できるよう、引き続き森林組合労務班への移行を促す。

(2) 公社の事業は、原則として森林組合へ発注する方向で順次調整を進める。

(3) 県外労務を前提にした労務宿舍は、順次移譲や解約を進める。

(4) 林業従事者の高齢化に対応して、作業道の整備、機械化の推進等労務環境の整備を図る。

5 財 政

(1) 国・県補助金の増額を要望し、公庫資金の比率の引き下げを図って、財政面から森林造成単価の累増を抑制する。

当面、平成9年度からの10年間は、事業財源としての公庫資金の比率を概ね50%以下とすることを目標とし、所要の予算措置を図る。

- (2) 同規模他団体に比して多い職員数の減員を進める。

すでに平成8年度から実施に移しているが、引き続き、県派遣職員の減員と受託事業等への振替えを進める。

- (3) 県公社111億円、びわ湖公社324億円の公庫借入金の利率は、大部分が3.5%となっている。

金利負担の軽減を図るため、中・長伐期への転換に伴う借入金については、施業転換資金（利率3%（H8.11現在）、期間35年）への借換えを進める。

近時、市中の長期金利が低下していることから、民間資金への借換えを検討したところ、金利面では、約1%の引下げが可能とみられるが、期間は、最長10年と限定されることから、造林資金としてはなじまず、見送らざるを得なかった経緯がある。引き続きの課題として取り組むこととする。

- (4) 国、県補助金のより円滑な受入れなどを図るため、会計年度（7月～6月）を4月～3月に変更する。

- (5) 公社本業の造林事業の見通しが非常に厳しい中であって、公社経営の第2、第3の柱が不可欠な事柄となっている。

- ① 経営基盤の強化と管理費の節減効果を図るため、受託事業の受注拡大を目指す。

既に緑化コンサルから除草業務まで幅広い分野での受託事業に取り組んでいるが、今後は公社のノウハウがより活用でき、また造林事業と関わりのもてる事業の受注に力を入れることにする。

当面次のような目標で取り組み、原則としてびわ湖公社で取り扱うこととする。

年 度	受 託 目 標 額	公 社 経 費
平成9年度	1.3 億円	2,600 万円
10	1.5	3,000
11	1.7	3,400
12	2.0	4,000

- ② 分収育林事業について、社営林を対象としたものから一般民有林への再転換を図る

過去行ってきた募集条件での再開は難しく、社営林を対象にした事業は当面中断の状態を継続するが、県下の一般民有林で要間伐森林(森林法第10条の8 第2項第8号に規定)について、県、市町村等から要請があれば、その受け入れについて積極的に検討する。

- ③ 公社営林地周辺での間伐材等樹木の処分について、森林所有者から委託を受け販売等行う。

公社の間伐材等への積極的な取り組みと合わせ行うものとする。

- ④ 新たな森林管理に公社の人的資源を活かした役割を担っていく。

県下の森林等での森林病虫害等の監視や防除のため、防除技術の指導や森林整備について県下森林の事情に精通している経験を活かし、その中核的な機関(森林病虫害等防除センター)としての役割を担っていく。

- (6) 間伐材の販売強化に取り組む

立木密度の調整を行い、人工林を健全に育成するためには間伐作業は不可欠である。

こうして産出される間伐材は、需要減少と搬出コスト高から既に不採算事業として放置しているが、公社のような大規模山林経営では、(平均ha当たり2,500本植栽し、主伐期までに立木本数800本程度まで間伐

することから、1,700本が間伐材となる)無視できない量となり、その活用の成否は、もっと注目すべきである。

そうした見地から改めて間伐材の生産と販売促進に取り組むこととする。(平成9年・10年調査準備 11年度から本格始動)

単位：ha

公社別	間伐対象面積	間伐収入対象	H 11～15	H 16～20	H 21以降
県 公 社	5,457	3,000	800	1,200	1,000
びわ湖公社	11,348	6,250	900	1,050	4,300
計	16,805	9,250	1,700	2,250	5,300

(7) 外注事業の一部直営化を図る

現在、請負・委託等で外部発注している事業のうち、公社職員で実施可能なものについては、直営化を検討する。

森林組合との連携強化、事務事業の見直しと並行して当面境界確定作業の一部直営化を目指すとともに、間伐材搬出作業についても、一部直営施行の可否を検討する。

境界確定5ヶ年計画

単位：km

年 度	9年	10年	11年	12年	13年	計
直 営	40	40	40	40	33	193
委 託	40	40	40	40	33	193
計	80	80	80	80	66	386

※ ただし、直営実施のうち永久保存の必要から成果簿作成等については、委託する。
また、今日まで除地、存置林等の未処理事項についても併せて処理していくものとする。

(8) 森林共済セット保険加入は、とりあえずⅡ令級までとし、Ⅲ令級以上については、県公社の例により自家保険積立てで対応するよう方針を変

更する。

ただし、将来積雪による折損被害や火災等による大規模被害時の対応が懸念されるため、引続き保障制度の調査・研究を続行する。

6 その他新しい取組み等

(1) 分収契約の更改

- ① 中伐期、長伐期への転換が必要な林分については、立地条件、生育状況、路網整備の見通し等の調査、検討と並行して、順次土地所有者の意向打診を始める。
- ② 被災林・生育不良林で対策が困難と見られるところについては、土地所有者と契約上の協議を始める。(被災林・生育不良林と重複)

(2) 広報、案内標識

- ① 土地所有者に対する情報提供を目的とした定時広報を検討する。
- ② 一般県民や下流府県の住民に対する広報について検討する。
- ③ 社営林入口付近の標識板については、老朽化しているものから順次更新していく。

標識は間伐材を利用し、内容も工夫しながら、原則として直営で設置・更新する。

(3) 人材の育成

受託事業受注体制の強化と間伐材の生産を軌道に乗せるため、本社担当係の充実を図る。

担当係は、これらの事業のほか海外、国内の木材需給動向など幅広い情報収集や経営企画、職員研修等に積極的に取り組むこととする。

む す び

県公社設立30年の節目を迎え経営計画が策定されたのを機に、びわ湖公社についても「経営」という視点で検証を行い、当面取り組むべき方向を求めてきた。

こうした公社事業の各般にわたる検証は、公社30年の歴史の中で初めてのことであり、十分とはいえない状態でとりあえず検討を終えた分野もあるが一応の指針は得られたものと思われる。

公社経営は、先行きなお厳しい状態が続くものと思われるが、今回の検証を通じて得られた教訓をもとに日々の事業活動を進めることといたしたい。

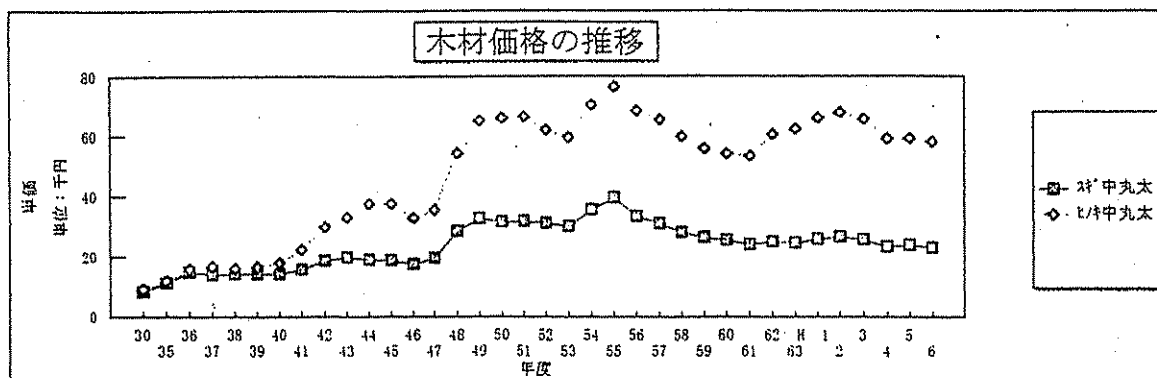
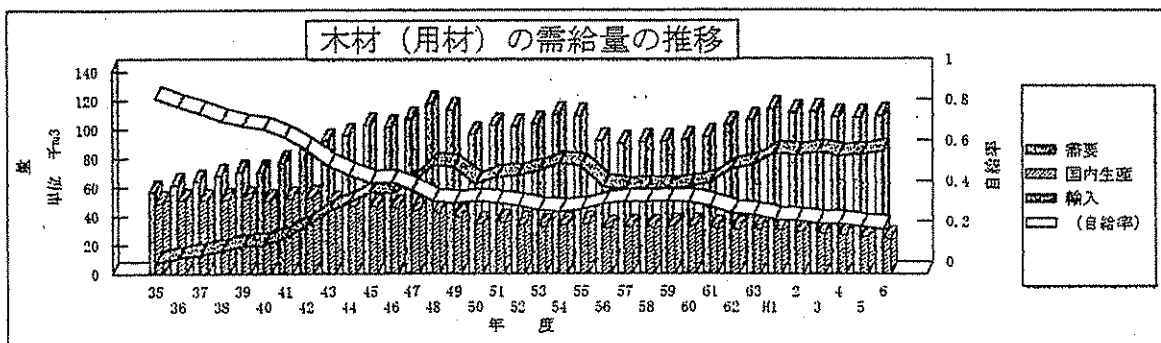
資

料

財団法人びわ湖造林公社

表-1

木材(用材)の需給量の推移					木材価格			摘要
年度	需要	供給(千m ³)		国産材割合(自給率)	年度	中丸太価格(1m ³)		
		国内生産	輸入			対中丸太	対中丸太	
					30	8,400	9,300	
35	56,547	49,006	7,541	86.7%	35	11,300	12,000	本格的な外材時代到来
36	61,565	50,816	10,749	82.5%	36	14,800	15,900	
37	63,956	50,802	13,154	79.4%	37	14,100	16,900	
38	67,761	51,119	16,142	75.4%	38	14,300	16,100	
39	70,828	51,660	19,168	72.9%	39	14,300	16,700	
40	70,530	50,375	20,155	71.4%	40	14,300	18,000	
41	76,876	51,835	25,041	67.4%	41	15,700	22,400	
42	85,947	52,741	33,206	61.4%	42	18,600	29,800	
43	91,806	48,963	42,843	53.3%	43	19,700	32,900	
44	95,570	46,817	48,753	49.0%	44	19,000	37,600	
45	102,679	46,241	56,438	45.0%	45	18,800	37,600	
46	101,405	45,966	55,439	45.3%	46	17,500	32,800	
47	106,504	43,941	62,563	41.3%	47	19,500	35,500	
48	117,581	42,209	75,372	35.9%	48	28,500	54,500	
49	113,040	39,474	73,566	34.9%	49	32,800	65,300	
50	96,369	34,577	61,792	35.9%	50	31,700	66,200	
51	102,609	35,760	66,849	34.9%	51	31,900	66,500	
52	101,854	34,231	67,623	33.6%	52	31,200	62,100	
53	103,417	32,558	70,859	31.5%	53	30,100	59,600	
54	109,786	33,784	76,002	30.8%	54	35,500	70,500	
55	108,964	34,557	74,407	31.7%	55	39,600	76,400	
56	91,829	31,632	60,197	34.4%	56	33,400	68,400	
57	90,157	32,154	58,003	35.7%	57	30,900	65,500	
58	91,161	32,316	58,845	35.4%	58	28,000	59,700	
59	91,361	32,874	58,487	36.0%	59	26,400	55,800	
60	92,901	33,074	59,827	35.6%	60	25,500	54,000	
61	94,506	31,613	62,893	33.5%	61	24,000	53,400	
62	103,136	30,984	72,152	30.0%	62	24,900	60,500	
63	106,284	30,998	75,284	29.2%	63	24,600	62,300	
H1	113,850	30,586	83,264	26.9%	H 1	25,900	66,000	
2	111,160	29,367	81,793	26.4%	2	26,600	67,800	
3	112,166	27,999	84,167	25.0%	3	25,600	65,700	
4	108,489	27,165	81,324	25.0%	4	23,200	59,100	
5	108,265	25,597	82,668	23.6%	5	23,900	59,100	
6	109,321	24,477	84,844	22.4%	6	22,900	58,000	
(参考計)	3,330,180	1,348,268	1,981,410	40.5%	平均	23,971	48,589	(35年平均)

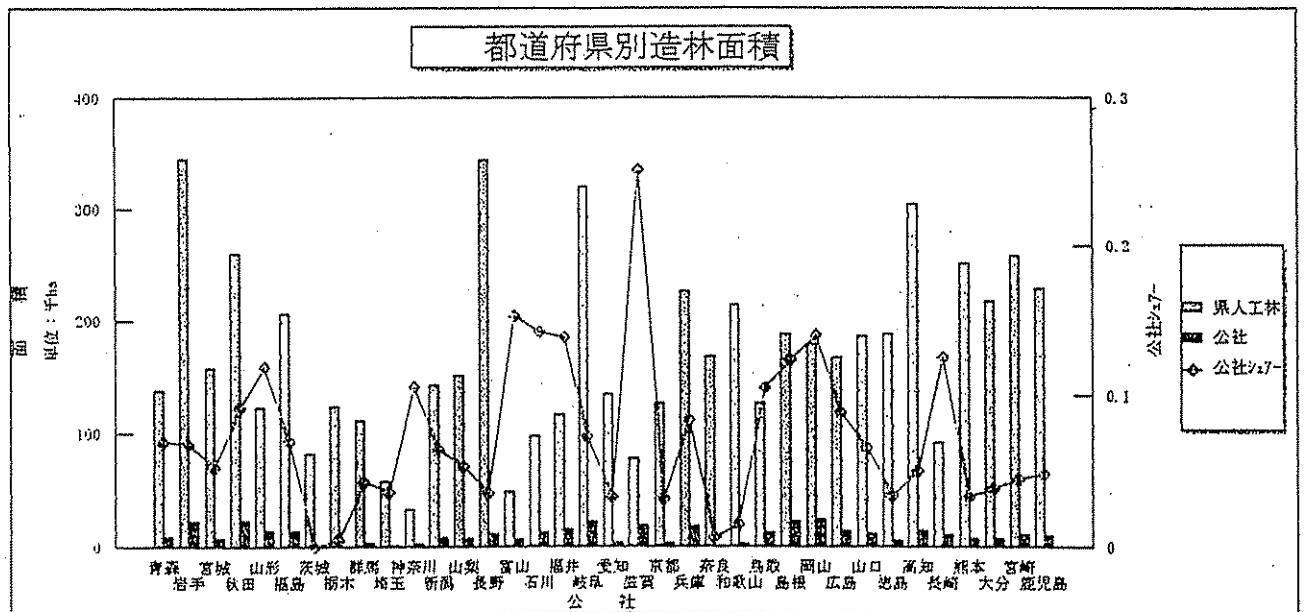


都道府県別対比表

網掛け部の公社は、造林面積のベスト10

都道府県名	民有林 (千ha)				森林整備法人 (ha)			面積 順位	人工林比 順位		
	人工林		天然林 面積	計 面積	造林面積	対民有林 比率%	対人工林 比率%				
	面積	人工林率									
青森	138	57.0%	105	243	9,593	3.9%	7.0%	24	16		
岩手	345	44.0%	439	784	23,518	3.0%	6.8%	4	17		
宮城	158	54.0%	134	292	8,362	2.9%	5.3%	28	21		
秋田	260	58.0%	189	449	24,000	5.3%	9.2%	2	11		
山形	123	39.0%	191	314	14,688	4.7%	11.9%	11	8		
福島	206	36.0%	362	568	14,408	2.5%	7.0%	13	15		
茨城	82	55.0%	67	149	44	0.0%	0.1%	47	36		
栃木	124	54.0%	105	229	602	0.3%	0.5%	44	35		
群馬	111	49.0%	115	226	4,759	2.1%	4.3%	36	25		
埼玉	58	51.0%	55	113	2,120	1.9%	3.7%	42	27		
神奈川	33	37.0%	56	89	3,508	3.9%	10.6%	39	9		
新潟	143	25.0%	424	567	9,216	1.6%	6.4%	25	19		
山梨	151	44.0%	193	344	8,080	2.3%	5.4%	30	20		
長野	344	49.0%	352	696	12,423	1.8%	3.6%	18	28		
富山	49	27.0%	133	182	7,507	4.1%	15.3%	31	2		
石川	98	39.0%	154	252	13,983	5.5%	14.3%	14	3		
福井	117	43.0%	158	275	16,283	5.9%	13.9%	8	5		
岐阜	320	46.0%	374	694	(23,598)	3.4%	7.4%	3	14	13,295	10,303
愛知	135	64.0%	77	212	4,534	2.1%	3.4%	37	31		
滋賀	78	42.0%	108	186	(19,623)	10.6%	25.2%	6	1	2,116	12,507
京都	127	37.0%	215	342	4,078	1.2%	3.2%	38	32		
兵庫	226	42.0%	315	541	19,048	3.5%	8.4%	7	13		
奈良	168	62.0%	104	272	1,092	0.4%	0.7%	43	34		
和歌山	214	62.0%	134	348	3,326	1.0%	1.6%	40	33		
鳥取	127	56.0%	101	228	13,400	5.9%	10.6%	15	10		
島根	188	38.0%	305	493	23,341	4.7%	12.4%	5	7		
岡山	179	40.0%	274	453	25,182	5.6%	14.1%	1	4		
広島	167	29.0%	406	573	(14,906)	2.6%	8.9%	10	12	14,541	365
山口	186	44.0%	240	426	12,290	2.9%	6.6%	19	18		
徳島	188	63.0%	109	297	6,444	2.2%	3.4%	33	29		
高知	304	65.0%	167	471	15,330	3.3%	5.0%	9	22		
長崎	92	41.0%	131	223	(11,552)	5.2%	12.6%	21	6	6,107	5,445
熊本	251	62.0%	153	404	8,465	2.1%	3.4%	26	30		
大分	217	53.0%	196	413	8,463	2.0%	3.9%	27	26		
宮崎	258	63.0%	152	410	11,694	2.9%	4.5%	20	24		
鹿児島	228	52.0%	208	436	(11,076)	2.5%	4.9%	19	23	8,184	2,892
計	6,193	46.9%	7,001	13,194	410,536	3.1%	6.6%				

※森林整備法人の造林面積は、平成7年度末の累計（全森協会報 H8/7/25号より）
民有林の統計は、H7/3/31現在 林野庁計画課、経営企画課調べ



表一三

被災林・生育不良林の現状と対応

公社名	滋賀県 びわ湖 計	対応			別		H8計画(西公社)		要対策可能林分(西公社計)			対策不可 (放置・ 解約)
		滋賀 県 計	滋賀 県 計	滋賀 県 計	滋賀 県 計	滋賀 県 計	滋賀 県 計	滋賀 県 計	滋賀 県 計	滋賀 県 計	滋賀 県 計	
植栽面積 A	7,115	12,507	19,622									
被災林												
崩壊地	12	31	43									
雪崩地	131	83	214									
Ⅰ (小計)	143	114	257									
生育不良	190	357	547									
20%以下	188	94	282									
サツ化	550	211	761									
根曲がり	451	197	648									
Ⅱ (小計)	1,379	859	2,238									
Ⅲ 獣害地	33	159	192									
Ⅳ (小計)	33	159	192									
計	1,555	1,132	2,687									
A-B	5,560	11,375	16,935									
現有面積 C	7,012	12,480	19,492									
Ⅴ 主伐対象C-B	5,457	11,348	16,805									

H7までの公社事業での復旧分(上表外) 森林改良

	山火事	獣害	雪害他	生育不良	計
滋賀県	0	0	1	1	1
びわ湖	0	0	37	37	37
計	0	0	38	38	38

H7までの公社事業での復旧分(上表外)

	山火事	獣害	雪害他	生育不良	計
滋賀県	15	12	69	4	100
びわ湖	8	1	1	9	9
計	23	13	69	4	109

再計

復旧済み合計(～H8までの計)		
県公社	公社執行	公共執行
32	115	147
64	12	76
計	96	223

復旧計画(改良計画)		
滋賀県	公社執行	公共執行
863	140	1,003
598	140	738
計	1,461	280

表一 4

被災林復旧対策事業 10ヶ年計画

(保育期間 5年)

金額単位：千円

区分	平成9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	計	
												19
栽植・改良 森林改良 栽植 滋	ha	30	45	45	45	20	20	20	20	20	20	1,461
	滋	0	20	20	20	20	20	20	20	20	20	230
	ha	30	25	25	25	25	0	0	0	0	0	130
	滋	135	220	200	200	193	110	100	73	0	0	1,231
森林整備 複層林 滋	ha	0	120	120	120	110	100	73	0	0	0	763
	滋	135	100	80	80	73	0	0	0	0	0	468
	ha	1,500	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,500	19,000
	滋	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	9,000
路網整備 作業道 滋	ha	1,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	10,000
	滋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ha	30	30	55	80	105	130	105	80	55	30	670
	滋	135	135	355	555	755	948	838	738	611	418	5,353
保育 森林改良 保育 滋	ha	30	75	75	120	165	210	185	140	95	50	1,070
	滋	0	20	20	40	60	80	80	60	40	20	400
	ha	30	55	55	80	105	130	105	80	55	30	670
	滋	135	135	235	315	395	468	368	288	208	135	2,547
栽植・改良 森林改良 栽植 滋	ha	135,000	213,500	199,500	199,500	194,600	109,000	80,000	61,100	7,500	7,500	1,209,700
	滋	33,000	49,500	49,500	49,500	49,500	22,000	0	0	0	0	253,000
	ha	33,000	27,500	27,500	27,500	27,500	0	0	0	0	0	143,000
	滋	94,500	154,000	140,000	140,000	135,100	77,000	70,000	51,100	0	0	861,700
路網整備 作業道 滋	ha	7,500	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	45,000
	滋	7,500	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	50,000
	ha	37,500	37,500	153,000	153,000	208,750	263,100	232,350	196,600	155,450	101,100	1,445,100
	滋	10,500	10,500	10,500	10,500	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	95,000
保育 森林改良 栽植 滋	ha	27,000	27,000	71,000	111,000	151,000	189,600	167,600	147,600	122,200	83,600	1,070,600
	滋	0	0	24,000	48,000	72,000	96,000	90,000	80,600	56,600	561,200	561,200
	ha	27,000	27,000	47,000	63,000	79,000	93,600	73,600	57,600	41,600	27,000	509,400
	滋	135,000	251,000	296,750	352,500	403,350	372,100	312,350	257,700	165,450	108,600	2,654,800
合計 滋賀県公社 滋	ha	135,000	140,000	142,000	173,000	204,000	228,000	197,000	167,100	99,600	68,600	1,390,300
	滋	135,000	140,000	154,750	179,500	199,350	144,100	115,350	90,600	65,850	40,000	1,264,500
	ha	310	1,431	1,741	2,000	2,000	280	200	280	280	280	95,000
	滋	230	1,231	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461	14,610
被災林復旧対策事業費用再計	改植	140	863	1,003	1,003	968	738	40	100	140	45,000	1,390,300
	複層林	170	568	738	738	738	40	100	140	377,600	837,000	50,000
	改植	310	1,431	1,741	2,000	2,000	280	200	280	627,500	1,932,300	95,000
	複層林	230	1,231	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461	14,610
被災林復旧対策事業分(公社執行)	改植	100	763	863	863	863	143	143	143	143	143	863
	複層林	130	468	598	598	598	114	114	114	114	114	598
	改植	230	1,231	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461	14,610
	複層林	230	1,231	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461	14,610

びわ湖造林公社収支計画

単位:千円

Main financial statement table with columns for '年度' (Year), '公庫借入金' (Public Loan), '滋賀県資金計' (Shiga Prefecture Funds), '同左の内訳' (Breakdown), '管理財団借入金' (Management Fund Loan), '造林補助金' (Forestry Subsidy), '被災林復旧対策元利補給金' (Disaster Affected Forest Restoration Interest/Principal Subsidy), '伐採等の収入' (Income from Logging), '受託の収入' (Income from Entrusted Work), 'その他収入' (Other Income), '収入合計' (Total Income), '造林事業費' (Forestry Business Expenses), '管理費' (Management Fees), '公庫借入金' (Public Loan - Principal/Interest), '滋賀県借入金' (Shiga Prefecture Loan - Principal/Interest), '管理財団借入金' (Management Fund Loan), '伐採費用交付金' (Logging Cost Disbursement), '受託事業費' (Entrusted Business Expenses), 'その他の事業費' (Other Business Expenses), '支出合計' (Total Expenses), '繰越金' (Carryover Funds), and '年度' (Year). Rows range from 'S48~H7 計' to '80' and a final '合計' row.

年度末時の長期借入金と未払利息の残高 (Residuals of Long-Term Loans and Unpaid Interest at Year-End). A vertical column of values corresponding to each year from S48 to H7, showing the ending balance of long-term loans and interest not yet paid.

注 1 滋賀県からの借入金1の償還については元金返済を優先させるものとする。
2 びわ湖総合開発事業資金管理財団からの借入金に対する今後の償還金については、本計画から省くものとする。